

農業のモダリティに関する議長テキストの概要

I. 国内支持

1. 貿易歪曲的国内支持の全体削減

(1) 階層方式に従い、次のように貿易歪曲的国内支持全体を削減

600 億ドル超: [(75)(85)]%削減

100 億ドル超～600 億ドル以下: [(66)(73)]%削減^(※)

100 億ドル以下: [(50)(60)]%削減

※ 米国はこの階層に属する。66%削減は 164 億ドルに、73%削減は 130 億ドルに相当。

(2) 追加的努力

- ・ 貿易歪曲的国内支持全体が農業総生産額の 40% 以上の中位階層に属する先進国は、最上位階層と中位階層の削減率の差の半分を追加的削減。
- ・ また、その削減は当初に 1/3、残りは段階的に均等削減。

2. 総合AMS

(1) 階層方式に従い、次のように総合AMSを削減

400 億ドル超: 70%削減

150 億ドル超～400 億ドル以下: 60%削減

150 億ドル以下: 45%削減

(2) 追加的努力

- ・ 総合AMSが農業総生産額の 40% 以上の先進国は、中位階層に属する場合は最上位階層の削減率との差に相当する部分を追加的削減。最下位階層に属する場合は中位階層の削減率との差の半分を追加的削減。
- ・ また、その削減は当初に 25%、残りは段階的に均等削減。

3. 品目別AMSの上限

- ・ 1995 年－2000 年の平均。ただし米国については、1995 年－2000 年の品目別AMSの合計の平均を[1995 年－2004 年]の品目別の実績で按分した値。
- ・ 上限は原則期首から適用。ただし、直近 2 年の実績平均が上限を上回る場合は、その平均水準又は上限の 3 割増し水準のいずれか小さい方から段階的に削減。

4. デミニミス

- ・ 期首から少なくとも 50%削減。必要であれば、貿易歪曲的国内支持の全体削減率の達成に必要なだけ更に削減。

5. 青の政策

- (1) 青の政策全体の上限: 基準期間の農業総生産額の平均の 2.5%。この上限は、実施期間の初めから適用。
- (2) 青の政策の品目別の上限:
 - ① 米国以外の国: 1995 年－2000 年の実績の平均。
 - ② 米国: 青の政策全体の上限 2.5%の範囲内で、法的に定められた品目別の最大支出額の比率で全体の上限額を割り振った額の[(110)(120)]%。

6. 緑の政策

- ・ 以下の条件の下、基準期間の例外的更新を容認。
 - ① 更新後の基準期間が相当な過去であり、更新が生産者に予測されない方法で実施。
 - ② 更新と同時に支払い単価を引き上げない。
 - ③ 緑の政策に係る義務の迂回としない。

II. 市場アクセス

1. 階層方式

- ① 階層方式に従い、5 年間で均等に、次のように関税を削減。

| | |
|--------------------|---------------|
| 関税率 0%超～20%以下の階層: | 50%削減 |
| 関税率 20%超～50%以下の階層: | 57%削減 |
| 関税率 50%超～75%以下の階層: | 64%削減 |
| 関税率 75%超の階層: | [(66)(73)]%削減 |
- ② 重要品目の削減率、熱帯産品及びタリフ・エスカレーションによる追加削減を加味した平均削減率を最低 54%とし、それに達するまで全ての階層で追加的削減が求められる。

2. 重要品目

- (1) 重要品目の数
 - ・ 全品目の[(4)(6)]%のタリフラインを重要品目に指定することができる。た

だし、最上位階層のタリフラインが 30%以上ある加盟国、又は、6桁で譲許しているために重要品目の絶対数において不均衡な制約を受ける加盟国は、2%多くタリフラインを重要品目に指定することができる。

(2) 重要品目の取扱い

① 関税削減率は階層方式適用の場合の 2/3、1/2、1/3 の3パターン。

② TRQ拡大

(原則)

・ 階層方式の 1/3 の関税削減率を適用した場合は国内消費量の [(4)(6)]%以上の拡大。階層方式の 1/2 の関税削減率を適用した場合は、1/3 の場合のマイナス 0.5%の水準以上の拡大。階層方式の 2/3 の関税削減率を適用した場合は、1/3 の場合のマイナス 1%の水準以上の拡大。

(拡大調整)

(i) より多くの重要品目を指定できるという条項を適用した加盟国は、追加した 2%分の品目に、TRQ拡大を 0.5%上乗せしなければならない。

(ii) 重要品目については、当該タリフラインのTRQ拡大幅を更に 0.5%拡大する場合 (i)で追加的に拡大した分は除く)は、削減後の関税率 100%超が許容される。[一般品目については、我が国を含む一部の加盟国は、タリフライン数の 1-2%に限り、①全ての重要品目のTRQ拡大幅を更に 0.5%拡大、②当該タリフラインについて関税削減を 2 年短い実施期間で実施、又は③削減幅を従価税ベースで 5%上乗せすることを条件に、削減後の関税率 100%超が許容される。]

(縮減調整)

・ 枠内輸入量が国内消費量の 10%以上ある場合は、TRQ拡大幅は 0.5%軽減。国内消費量の 30%以上ある場合は、TRQ 拡大幅は 1%軽減。

(3) 消費量の算出方式

以下を併記

① 品目全体の消費量をTRQ拡大のベースとする

② 重要品目に指定したタリフラインごとの消費量をTRQ拡大のベースとし、個別タリフラインの消費量データがない場合は、品目全体の消費量とタリフラインの輸入データを用いて推計(6ヶ国(我が国、米、EU、加、豪、伯)が示した具体的な計算方法を記載)

(4) TRQの新設

[既存のTRQ対象タリフライン以外は重要品目への指定不可][既存のTRQ対象タリフライン以外でも重要品目への指定可]を両論併記。

3. その他の事項

(1) タリフ・エスカレーション

- ① 対象品目リストを提示
- ② 追加的な関税削減として、最上階層以外の階層に属する場合は、1 段上の階層の削減率を適用。最上階層に属する場合は、6%増しの削減率を適用
- ③ 重要品目は対象外

(2) 関税簡素化

- ① [譲許された品目の全ての関税を、合意済みの換算方式により、単純な従価税とする。]
- ② 高度に複雑な関税は、合意済みの換算方式により、従価税化又は従量税化する。

(3) 関税割当

- ・ 一般品目、重要品目にかかわらず、枠内税率の削減後の税率は、(i) [50-70]%の削減率で削減した税率、(ii) [0-15]%の、いずれか低い方まで削減。なお、現行の枠内税率が 5%以下の場合に限り、実施期間 1 年目の終わりまでに撤廃。

(4) 関税割当運用

- ・ 未消化の関税割当に関する再配分メカニズムは、以下の 3 段階のプロセスとする。

< 第 1 段階 >

消化率が最低値(65%)を下回る場合に本メカニズムの監視下に置かれ、輸入国は未消化が運用以外の市場要因等によるものであったかどうか関心国と協議。

< 第 2 段階 >

消化率が 2 年連続で最低値を下回る場合は、輸入国は消化率向上のための措置を実施。

< 第 3 段階 >

①消化率が 3 年連続で最低値を下回り、かつ②いずれの年でも 8% (消化率が 40%未満の場合は 12%)の消化率向上が見られず、かつ③関心国との間の協議で結論が出ず、かつ④関心国が求める場合には、輸入国は (i) 先着順方式又は (ii) 自動ライセンス発給方式のいずれかを導入。

(5) 特別セーフガード

- ・ 先進国の SSG については、[廃止]、[対象ライン数を全タリフラインの 1.5% まで削減]を両論併記。

4. S&D

(1) 特別品目 (SP)

- ① 特別品目の数は、対象タリフライン数の [10-18]%
- ② [タリフライン数の 6%は関税削減なし][関税削減なしのタリフライン数はゼロ]
- ③ SP全体の平均削減率は[10-14]%

(2) 途上国向け特別セーフガード (SSM)

- ① 発動し得る対象品目に限定はなし。
- ② 発動基準と追加関税については、数量ベースでは基準輸入量(過去 3 年平均)の超過に応じて 3 段階の追加関税。価格ベースでは、基準価格(過去 3 年の月間平均輸入価格の [85%])以下の貨物に対し一定の追加関税。
- ③ 一定の制限の下、追加関税込みの税率がUR譲許水準を超過することを容認。LDC、小規模経済国、その他の途上国の順に、制限は厳しくなる。

(3) 熱帯産品

- ① 対象品目として、熱帯産品諸国の提案リストと UR 例示リストを併記。
- ② 取り扱いについて、以下を両論併記。
 - (a) 税率 25%以下の品目は関税撤廃、25%超の品目は 85%削減。熱帯産品は重要品目への指定不可。
 - (b) 税率 10%以上の品目は最上階層の削減率(最上階層の品目は、タリフ・エスカレーションによる追加削減の 2%増)を適用、10%未満の品目は関税撤廃。

(4) 特惠浸食

- ・ 取扱について、以下を両論併記
 - (a) 対象品目の関税削減は 10 年間見合わせ、その後 5 年間で実施。
 - (b) 対象品目のうち、特惠享受国の現行譲許税率が、10%超かつ享受国から一定以上の輸出がある等の条件を満たす品目について、特惠供与国は、途上国の実施期間より 2 年長い期間で関税削減。
- ・ ただしタリフ・エスカレーション、熱帯産品の対象と重複する場合は、特定の品目を除き、それらの取扱が優先。

Ⅲ. 輸出競争

1. 輸出補助金

- (1) 先進国は、2010 年末までに支出額を 50%削減した上で、残りの輸出補助金を毎年均等に削減し、2013 年末までに撤廃。
- (2) 数量は、[毎年均等に削減。/現行の実行水準又はUR約束水準から 20%削減した水準のうちの小さい方で実施期間中維持。]

2. 輸出信用

- (1) 最長償還期間:180 日。
- (2) 自己資金調達:4 年。

3. 輸出国貿

- (1) 農業輸出国貿に係る輸出補助金、政府融資、損失補填[、独占権の使用]を撤廃。
- (2) 独占権の使用が上記規律を迂回することがないよう確保。

4. 食料援助

- (1) 全ての食料援助の規律
 - ① 完全に無償の形態。
 - ② 商業的輸出と関連付けられないこと。
 - ③ 市場開発の目的に関連付けられないこと。
- (2) 国連の関連機関等による緊急アピール、必要性評価等の手続・要件を満たす緊急食料援助については、安全ボックスとして本協定に則したものとみなされる。
- (3) 安全ボックスの範疇に入らない非緊急の現物食料援助については、国連等の必要性評価等を満たしていること。

Ⅳ. その他

○ 輸出禁止・制限

- (1) 現行の輸出禁止・制限は、実施期間の初年度に撤廃。
- (2) 輸出禁止・制限を新規に実施する場合は、措置の開始後1年(影響を受ける輸入国との合意が整えば18ヶ月)以内に撤廃。